

令和 4 年度第 3 回庁議提案 審議・報告・その他
 提 出 日：令和 4 年 5 月 1 6 日
 担当部・課：桃生総合支所市民福祉課〔内線 2 3 5〕
 保健福祉部介護福祉課〔内線 2 4 5 6〕

① 件 名	石巻市向永井老人憩の家の廃止について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 向永井老人憩の家は、高齢者の心身の健康保持、福祉の増進を図ることを目的として設置され、地域の集会所施設として地域コミュニティの形成・維持にも寄与してきた。 平成 1 8 年度に指定管理者制度導入後は、地元自治会が指定管理者として適正な管理運営を行ってきたが、令和 4 年 3 月 1 6 日に発生した福島県沖地震によって建物全体に多くの亀裂や傾きが生じ、木造建築物の応急危険度判定調査において危険と判定されたため、現在は使用できない状況にある。 地元自治会と当該施設の在り方について協議を行ったところ、地元自治会から、当該施設を廃止し、地元自治会が新たな集会所施設を建設する意向を示されたところである。</p> <p>【目的】 地元自治会の意向に沿って当該施設を廃止（解体）することにより、地域住民の安全を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 石巻市老人憩の家条例(平成 1 7 年条例第 1 5 4 号)</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 6 章 市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち 第 2 節 持続可能な行財政運営の推進 3 公共施設の維持管理経費を節減する</p> <p>石巻市行財政改革推進プラン 2 0 2 5 基本目標 3 業務の最適化と経費削減 1 0 公共施設等総合管理計画の推進</p> <p>石巻市公共施設等総合管理計画 第 4 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 第 3 節 集会所・地域コミュニティ施設</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和 4 年 3 月 1 6 日に発生した福島県沖地震により、建物に甚大な被害が発生 木造建築物の応急危険度判定調査で危険(赤)と判定 地元自治会に対して被害状況を説明し、既存施設の在り方について協議</p> <p>4 月 地元自治会から既存施設の廃止（解体）について要望</p>

⑤ 主な内容
石巻市向永井老人憩の家を廃止する。
⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)
<p>【影響・効果】 危険建物と判定された当該施設を解体することで、地域住民の安全確保が図られる。</p> <p>※当該施設は厚生労働省所管老人憩の家設置事業費補助金を財源として建設されたものであるが、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号」に基づく厚生労働大臣が定める財産の処分の制限が適用される期間(24年)が経過しており、処分に係る申請等は要しない。</p> <p>【市財政への負担】 解体費用 3,930千円 (財源) 一般財源 ※令和4年度6月補正予算</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>令和4年6月 市議会第2回定例会に石巻市老人憩の家条例の一部改正及び関係補正予算について提案(施行予定年月日:令和4年8月1日)</p> <p>10月 解体工事着手予定</p>
⑨ その他